



秋田県公報

規 則

○秋田県立大学条例施行規則及び秋田県立大学学則の一部を改正する規則（六九）
・ 科学技術課 …………… 1

目 次

ページ

規 則

秋田県立大学条例施行規則及び秋田県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年五月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十九号

秋田県立大学条例施行規則及び秋田県立大学学則の一部を改正する規則

（秋田県立大学条例施行規則の一部改正）

第一条 秋田県立大学条例施行規則（平成十一年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立大学生物資源科学部の項中

生物環境科学科	三〇人
---------	-----

を

生物環境科学科	三〇人
アグリビジネス学科	四〇人

に改める。

（秋田県立大学学則の一部改正）

第二条 秋田県立大学学則（平成十一年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表生物資源科学部の項中

生物環境科学科	三〇人	一二二
---------	-----	-----

〇人

を

生物環境科学科	三〇人	一二〇人
アグリビジネス学科	四〇人	一六〇人

に改める。

第五十三条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「学部」の下に「及び学科」

を加え、「生物資源科学部

学士（生物資源科学）を

「生物資源科学部
応用生物科学
生産科学科及
境科学科
アグリビジネス

科、生物
び生物環

に改める。

学士（生物資源科学）
ス学科 学士（農学）

別表第三号（一）の表専門教育科目専門基礎科目の項中

生物資源と風土

※		二	
---	--	---	--

を

生物資源と風土	※	二	
アグリビジネス概論	※	二	
食文化と地域	※	二	

に改め、同表専門教育科目専門科目の項中

地域資源経済学	※一	
---------	----	--

に改め、同表小計の項中「五八」を「七〇」に改め、同表合計の項中「一一	
を「一二四」に改め、同表の次に次のように加える。	

(四) アグリビジネス学科														
授 業 科 目		の 名 称												
専門教育科目		専門基礎科目												
人類の生存と生物資源	二	必修	選択	自由	必修科目 一四単位 選択科目 ※の科目から四単位以上 その他の選択科目から二 単位以上									
バイオテクノロジーと人類 ※			二											
食料生産の将来展望 ※			二											
生物資源と風土 ※			二											
アグリビジネス概論	二													
食文化と地域 ※			二											
数学Ⅰ	二		二											
数学Ⅱ			二											
物理学			二											
化学Ⅰ	二													
化学Ⅱ			二											
生物学Ⅰ	二													
生物学Ⅱ	二													
化学・生物学実験Ⅰ	二													
化学・生物学実験Ⅱ	二													

専門科目																	地球科学
学部共通科目																	
学科共通科目	農業・食糧政策学	農業・農村基礎実習	農業経営学	農村社会学	国際農業開発協力論	地域資源経済学	植物生態学	土壌学	気象学	生物無機化学	植物栄養学	植物生理学Ⅰ	遺伝学Ⅰ	微生物学Ⅰ	生物有機化学	分子生物学Ⅰ	生物化学Ⅰ
	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一	※一
	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
必修科目 三八単位 ※一の科目から八単位以上																	必修科目 三三単位 ※一の科目から八単位以上
選択科目 上 学科選択科目から三〇単位以上（選択科目には、一〇単位まで、他学部若しくは他学科の専門科目（自由科目を除く。）又は単位互換協定に基づく他の大学等若しくは高等専門学校の開講科目を算入することができる。）																	

学科選択科目														地域環境工学総論	畜産概論	作物生産学総論
動物機能利用論	家畜衛生・環境学	果樹栽培学	花き栽培学	野菜生産学	農作業システム論	畑作生産学	稲生産学	農業法律学	農業統計学	農業情報・eビジネス論	マーケティング論	フードシステム論	アグリビジネス起業論	農業会計学		
														二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二			

実験・実習等																	
インターシップ A	プロジェクト卒業研究	プロジェクト実験	プロジェクト演習	プロジェクト実習Ⅱ	プロジェクト実習Ⅰ	農業・農村専門実習	経営企画・管理演習	農村環境整備論	農産資源利用論	環境保全栽培学	農産物管理・利用学	家畜生産・管理学	農業機械学	農地保全学	農業水利学	農地環境工学	家畜資源循環農業論
	八	二	二	四	四	二	二										
								二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二																	

合	小		
		キャリア開発講座	インターンシップB
計	計		
六二	五二		
一四八	九四		
六	六	二	二
必修科目 選択科目 六二単位以上	必修科目 選択科目 四四単位以上		

附 則

- 1
(施行期日)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2
(経過措置)
平成十八年度から平成二十年度までの間における各年度の秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科の収容定員は、第二条の規定による改正後の秋田県立大学学則（以下「改正後の規則」という。）第三条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成十八年度の収容定員	平成十九年度の収容定員	平成二十年度の収容定員
四〇人	八〇人	一二〇人

- 3
この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に秋田県立大学に在学する者で、引き続き施行日以後に在学するものが履修すべき授業科目の種類及びその単位数は、改正後の規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4
前項に規定するもののほか、施行日以後に改正後の規則第三十四条から第三十六条までの規定により秋田県立大学に入学した学生の履修すべき授業科目の種類及びその単位数並びに修得すべき単位数に関し必要な事項は、学長が定める。